

公益財団法人東京陸上競技協会加入申請に関する団体名称の内規

加入団体規程に基づく加入申請の団体名称については下記の条件を満たすこととする。

記

- 1 名称の字数 15字（全角）字以内を原則とし、略称（7文字（全角）以内）を届けること
- 2 使用文字 文字は、日本陸連の登録規則に基づいて、日本の学校教育（義務教育）で使用されているものとし、「常用漢字」「平仮名」「カタカナ」「ローマ字」「算用数字」の使用を原則とする。
- 3 団体の区分
 - (1) 地域団体……区郡市町村を単位とし、その地域の陸上競技クラブ並びに愛好者を統括した団体
 - (2) 職域団体……企業や官公庁等の職場を単位とし、その職場に勤務する陸上競技愛好者を統括した団体
 - (3) 一般団体……地域や職場以外の、大学OB会や都内の陸上競技愛好者をもって構成した団体
- 4 区分別の条件
 - (1) 地域団体……区郡市町村に「陸上競技協会」を付す。
 - (2) 職域団体……企業や官公庁等の職場名または略称に「陸上競技部またはそれを表す文字」を付す。
 - (3) 一般団体……陸上競技にふさわしい名称、意味が明瞭な名称またはその略称を使用する。出来るかぎり「陸上競技クラブまたはそれを表す文字」を付す。
- 5 その他の条件
 - (1) 職域団体では、商品名は使用しないこと。
 - (2) 一般団体では、個人名や施設名等すでに他の目的で使用されている名称のみを使用しないこと。
 - (3) 略称は、明確な意味があり、かつ一般的な使用がされているもののみとする。
 - (4) 「読みにくい」「間違いやすい」名称は、使用しないこと。なお、やむえない場合は読み仮名を付けて申請すること。
 - (5) 政治団体、宗教団体の名称はその活動とみなされるので使用しないこと。